

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第1節 選定項目及びその選定理由

事業に係る環境影響評価の項目について、環境影響評価方法書(平成19年2月)において示した選定項目に対し、環境影響評価法第8条第1項及び第10条第1項に基づく環境の保全の見地からの意見を踏まえて見直しを加えた環境影響評価の項目及びその理由は、表8-1-1に示すとおりである。

なお、環境影響評価の項目は、「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年6月厚生省令第61号)を参考に、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。

表 8-1-1 選定項目及びその選定理由

環境要素の区分 影響要因の区分				工事の実施			土地または工作物の存在及び供用					事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由		
				建設機械の稼働	車両の運行	資材、機械及び建設工事に用いる	造成等の施工	最終処分場の存在	埋立・覆土用機械の稼働	浸出水処理施設の稼働	に用いる車両の運行		廃棄物の存在・分解	浸出水処理水の排出
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			○		○		事業実施区域及びその周辺には、住居等の保全対象があり、工事の実施に伴う建設機械の稼働、運搬車両の運行及び供用時の埋立・覆土用機械の稼働、運搬車両の運行による影響が考えられることから、項目として選定した。		
			粉じん等	○	○			○		○				
		騒音	騒音	○	○			○	○	○			事業実施区域及びその周辺には、住居等の保全対象があり、工事の実施に伴う建設機械の稼働及び運搬車両の運行及び供用時の埋立・覆土用機械の稼働、浸出水処理施設の稼働、運搬車両の運行による影響が考えられることから、項目として選定した。	
		振動	振動	○	○			○	○	○				
	悪臭	悪臭								○	事業実施区域及びその周辺には、住居等の保全対象があり、廃棄物の存在・分解による影響が考えられることから、項目として選定した。 浸出水処理施設については、同種処分場の浸出水処理施設では悪臭の影響が少なく、本施設は処理水を下水道接続する計画から、施設から発生する悪臭の影響は軽微であり、対象として選定しなかった。			
	水環境	水質	水の汚れ									△	浸出水処理水は、公共用水域には排出せず、公共下水道へ接続することから、評価項目として選定しなかった。	
			水の濁り			○	◎						△	造成等の施工及び最終処分場の存在後に雨水集排水の排出による影響が考えられることから、項目として選定した。
			有害物質等										△	浸出水処理水は、公共用水域には排出せず、公共下水道へ接続することから、評価項目として選定しなかった。
	地下水	地下水の流れ			○	○						事業実施区域及びその周辺には、カラカネイトトンボ等が生息する湿地が存在しており、造成等の施工及び最終処分場の存在による影響が考えられることから、項目として選定した。		
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			◎	◎						札幌市内に重要な地形及び地質(豊平川扇状地及び高位泥炭層)が存在するため、項目として選定した。	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○	○						事業実施区域及びその周辺には、重要な種の生息・生育情報が確認されており、造成等の施工及び最終処分場の存在による影響が考えられることから、項目として選定した。		
	植物	重要な種及び群落			○	○								
	生態系	地域を特徴づける生態系			○	○								
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○						事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点であるモエレ沼公園及び景観資源であるモエレ沼があり、最終処分場の存在による影響が考えられることから、項目として選定した。		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○	○						事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場であるモエレ沼公園、サッポロさくらんどがあり、造成等の施工及び最終処分場の存在による影響が考えられることから、項目として選定した。		
環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○							造成等の施工に伴い、建設副産物が発生する可能性があるため、項目として選定した。		
	温室効果ガス等	メタン				◎				○		造成等の施工に伴い、建設機械の稼働や資材運搬が行われる。供用時には廃棄物の埋立で建設機械の稼働、廃棄物の運搬、廃棄物の分解に伴い温室効果ガスが発生する可能性があるため、項目として選定した。		
		二酸化炭素	◎	◎	◎		◎	◎	◎					
—	カラス・トビ・カモメ等					◎						市長意見により、廃棄物によるカラス等の誘引の可能性があるので、項目として選定した。		

※ ○：方法書で選定された項目、◎：方法書では選定されていなかったが追加選定した項目、△：方法書で選定されていたが、処理施設の計画から現況把握のみ実施した項目

第2節 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由

環境影響評価方法書に示した調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由に対する環境影響評価法第8条第1項及び第10条第1項に基づく環境の保全の見地からの意見、また、環境影響評価準備書に示した調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由に対する環境影響評価法第18条第1項及び第20条第1項に基づく環境の保全の見地からの意見を踏まえて見直しを加えた調査、予測及び評価の手法並びにその理由は、表8-2-1～表8-2-14に示すとおりである。

なお、環境影響評価の手法は、「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月厚生省令第61号）を参考に、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。

表 8-2-1 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(大気質)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
大気質	窒素酸化物 粉じん等	建設機械の稼働 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 埋立・覆土用機械の稼働 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	事業実施区域の位置：図2-2-1 施設種別：一般廃棄物最終処分場 埋立対象物：焼却残渣、不燃物 埋立容量：2,421,000m ³ 事業実施区域面積：50.7ha 埋立面積：25.4ha 主要設備：流出防止堰堤、遮水工、外周雨水設備、浸出水集排水渠、浸出水調整池、浸出水処理施設、発生ガス対策設備、場内道路、その他付帯設備	<p>1 気象の状況 気象の観測が石狩地域気象観測所で行われている。</p> <p>2 大気質の状況 概況把握区域では、篠路一般環境大気測定局で大気質調査が行われている。篠路測定局による測定結果では、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度とも環境基準(長期的評価)を満たしている。また、概況把握区域における大気環境のダイオキシン類に係る調査が、福移小中学校及びあいの里東小学校で行われている。その結果、いずれも環境基準を満たしている。</p> <p>3 地形の状況 概況把握区域は主に石狩川沿いに成立した三角州性低地となっており、一部に自然堤防、内陸砂丘としての砂州もみられる。</p> <p>4 土地利用の状況 概況把握区域の土地利用は、大部分が市街地及び農耕地である。</p> <p>5 交通の状況 概況把握区域の主要な道路としては、一般国道337号等がある。また、鉄道についてはJR学園都市線(正式名称:札沼線)が札幌市と新十津川町の間を結んでいる。</p> <p>6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 学校、病院、社会福祉施設等は、主にあいの里、丘珠の市街地に多く位置している。</p> <p>7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域等の状況 事業実施区域及びその周辺には、特にない。</p>	<p>1 大気質の状況 (1)二酸化窒素の濃度の状況 (2)粉じん等の状況</p> <p>2 気象の状況 (1)風向 (2)風速</p> <p>3 規制の状況等 (1)大気汚染に係る環境基準指定状況 (2)周辺土地利用等</p> <p>4 車両の運行が予想される道路の沿道の状況 住居等の保全対象の立地状況について調査する。</p> <p>5 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>6 影響要因の把握 (1)工事中における運搬車両及び建設機械の台数、運行経路等の諸条件 (2)供用時における運搬車両及び埋立・覆土用機械の台数等の諸条件</p>	<p>1 調査地域 窒素酸化物、粉じん等の拡散の特性を踏まえて、窒素酸化物、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>2 調査方法 (1)大気質の状況、気象の状況 常時監視測定局、气象台、測候所等における既存資料の収集(事業実施区域西側の篠路一般大気観測局に加え、風下における観測所のデータも収集)並びに当該情報の整理及び解析とする。 (2)規制の状況等 規制の状況等については、関係する法令及び資料調査により行う。 (3)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する環境要素の濃度または降下する量とする。</p> <p>2 予測の基本的な方法 ブルーム式、パフ式を基礎とした予測計算または、事例に基づく経験式を基礎とした予測計算を行う。</p> <p>3 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物、粉じん等の拡散の特性を踏まえて、窒素酸化物、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>4 予測地点 窒素酸化物、粉じん等の拡散の特性を踏まえて、予測地域における窒素酸化物、粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>5 予測対象時期等 窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期、粉じん等に係る環境影響が最大になる時期とする。</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、環境基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案し、つつ選定する。</p>

表 8-2-2 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(騒音)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	建設機械の稼働 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 埋立・覆土用機械の稼働 浸出水処理施設の稼働 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	事業実施区域の位置：図2-2-1 施設種別：一般廃棄物最終処分場 埋立対象物：焼却残渣、不燃物 埋立容量：2,421,000m ³ 事業実施区域面積：50.7ha 埋立面積：25.4ha 主要設備：流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備	<p>1 騒音の状況 概況把握区域では、国道337号で、自動車交通騒音の測定を行っており、騒音に係る環境基準を満たしている。</p> <p>2 土地利用の状況 概況把握区域の土地利用は、大部分が市街地及び農耕地である。</p> <p>3 交通の状況 概況把握区域の主要な道路としては、一般国道337号等がある。また、鉄道についてはJR学園都市線(正式名称:札沼線)が札幌市と新十津川町の間を結んでいる。</p> <p>4 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 学校、病院、社会福祉施設等は、主にあいの里、丘珠の市街地に多く位置している。</p> <p>5 環境の保全を目的として法令等により指定された地域等の状況 概況把握区域には、騒音規制法の規定により定められた指定地域がある。また、都市計画法の規定により定められた用途地域が指定されている。</p>	<p>1 騒音の状況 (1)環境騒音 (2)道路交通騒音</p> <p>2 地表面の状況 地表面種別(草地、裸地、舗装地)について調査する。</p> <p>3 車両の運行が予想される道路の沿道の状況 住居等の保全対象の立地状況について調査する。</p> <p>4 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>5 規制の状況等 (1)騒音に係る環境基準類型当てはめの状況 (2)規制基準当てはめの状況 (3)周辺の土地利用状況</p> <p>6 影響要因の把握 (1)工事中における運搬車両及び建設機械の台数、運行経路等の諸条件 (2)供用時における運搬車両及び埋立・覆土用機械の台数等の諸条件 (3)供用時における浸出水処理施設の機械台数、建屋等の諸条件</p>	<p>1 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>2 調査方法 (1)騒音の状況、地表面の状況、沿道の状況 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、現地調査を行う場合の方法は、次のとおりである。 1)調査地点 事業特性及び地域特性を踏まえ、調査地域の範囲内で環境騒音、道路交通騒音それぞれ1箇所程度の調査地点を設定する。 2)調査期間等 調査は年間を通じて平均的な状況を呈する、秋季の1日を行う。 3)測定方法 「騒音に係る環境基準について」(平成10年 環境庁告示第64号)に定める方法とする。</p> <p>(2)規制の状況等 規制の状況等については、関係する法令及び資料調査により行う。</p> <p>(3)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する騒音レベルとする。</p> <p>2 予測の基本的な方法 事業特性及び地域特性を考慮して、音の伝搬理論に基づく予測式による方法、既存事例の引用もしくは解析により行う。 なお、運搬車両と場内で稼動する重機を分けて予測する。</p> <p>3 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>4 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて、予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。また、最寄の人家を対象とする。</p> <p>5 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期とする。</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、環境基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。</p>

表 8-2-3 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(振動)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	<p>建設機械の稼働</p> <p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>埋立・覆土用機械の稼働</p> <p>浸出水処理施設の稼働</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>事業実施区域の位置：図2-2-1</p> <p>施設種別：一般廃棄物最終処分場</p> <p>埋立対象物：焼却残渣、不燃物</p> <p>埋立容量：2,421,000m³</p> <p>事業実施区域面積：50.7ha</p> <p>埋立面積：25.4ha</p> <p>主要設備：流出防止堰堤、遮水工、外周雨水設備、浸出水集排水渠、浸出水調整池、浸出水処理施設、発生ガス対策設備、場内道路、その他付帯設備</p>	<p>1 振動の状況 事業実施区域及びその周辺においては道路交通振動の測定は行われていない。</p> <p>2 地質の状況 事業実施区域及びその周辺は泥炭土で、その周辺には埴土が広く分布している。</p> <p>3 土地利用の状況 概況把握区域の土地利用は、大部分が市街地及び農耕地である。</p> <p>4 交通の状況 概況把握区域の主要な道路としては、一般国道337号等がある。また、鉄道についてはJR学園都市線(正式名称:札幌線)が札幌市と新十津川町の間を結んでいる。</p> <p>5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 学校、病院、社会福祉施設等は、主にあいの里、丘珠の市街地に多く位置している。</p> <p>6 環境の保全を目的として法令等により指定された地域等の状況 概況把握区域には、振動規制法に基づく指定地域がある。また、都市計画法の規定により定められた用途地域が指定されている。</p>	<p>1 振動の状況 (1)環境振動 (2)道路交通振動</p> <p>2 地盤の状況 地盤卓越振動数について調査する。</p> <p>3 規制の状況等 (1)振動に係る規制基準当てはめの状況 (2)周辺の土地利用状況</p> <p>4 影響要因の把握 (1)工事中における運搬車両及び建設機械の台数、運行経路等の諸条件 (2)供用時における運搬車両及び埋立・覆土用機械の台数等の諸条件 (3)供用時における浸出水処理施設の機械台数、建屋等の諸条件</p>	<p>1 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>2 調査方法 (1)振動の状況、地盤の状況 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、現地調査を行う場合の方法は、次のとおりである。 1)調査地点 事業特性及び地域特性を踏まえ、調査地域の範囲内で環境振動、道路交通振動それぞれ1箇所程度の調査地点を設定する。 2)調査期間等 調査は年間を通じて平均的な状況を呈する、秋季の1日に行う。 3)測定方法 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に定める方法とする。</p> <p>(2)規制の状況等 規制の状況等については、関係する法令及び資料調査により行う。</p> <p>(3)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する振動レベルとする。</p> <p>2 予測の基本的な方法 事業特性及び地盤性状等を考慮して、振動伝搬理論による方法、既存事例の引用もしくは解析により行う。</p> <p>3 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>4 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて、予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>5 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期とする。</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、振動規制法等の規制基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。</p>

表 8-2-4 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(悪臭)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
悪臭	悪臭	廃棄物の存在・分解	<p>事業実施区域の位置： 図2-2-1</p> <p>施設種別： 一般廃棄物最終処分場</p> <p>埋立対象物： 焼却残渣、不燃物</p> <p>埋立容量： 2,421,000m³</p> <p>事業実施区域面積： 50.7ha</p> <p>埋立面積： 25.4ha</p> <p>主要設備： 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備</p>	<p>1 気象の状況 気象の測定が石狩地域気象観測所で行われている。</p> <p>2 悪臭の状況 事業実施区域及びその周辺においては悪臭の測定は行われていない。</p> <p>3 地形の状況 概況把握区域は主に石狩川沿いに成立した三角州性低地となっており、一部に自然堤防、内陸砂丘としての砂州もみられる。</p> <p>4 土地利用の状況 概況把握区域の土地利用は、大部分が市街地及び農耕地である。</p> <p>5 交通の状況 概況把握区域の主要な道路としては、一般国道337号等がある。また、鉄道についてはJR学園都市線(正式名称:札幌線)が札幌市と新十津川町の間を結んでいる。</p> <p>6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 学校、病院、社会福祉施設等は、主にあいの里、丘珠の市街地に多く位置している。</p> <p>7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域等の状況 概況把握区域には、悪臭防止法に基づく規制地域の指定がされており、事業実施区域及びその周辺は、臭気指数10の規制地域に指定されている。</p>	<p>1 悪臭の状況 (1)悪臭物質 (2)臭気指数(臭気濃度)</p> <p>2 気象の状況 (1)風向 (2)風速</p> <p>3 規制の状況等 (1)悪臭防止法に基づく規制基準、官能試験法による悪臭対策指導要綱に定める指導基準の状況 (2)周辺の土地利用状況</p> <p>4 影響要因の把握 現況の事業実施区域の悪臭及び発生源となる類似の埋立施設における悪臭発生状況</p>	<p>1 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>2 調査方法 (1)悪臭の状況 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、現地調査を行う場合の方法は、次のとおりである。 1)調査地点 事業内容、地形の状況、気象条件等を踏まえて、悪臭の影響が大きいと予想される地点に設定する。 2)調査期間等 夏季に1回行う。 3)測定方法 悪臭に係る測定法等は、以下の手法を基本とする。 i)悪臭物質 「特定悪臭物質の測定方法」(昭和47年 環境庁告示第9号)に定める方法。 ii)臭気指数(臭気濃度) 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年 環境庁告示第63号)に定める方法。</p> <p>(2)気象の状況 常時監視測定局、気象台、測候所等における測定資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。</p> <p>(3)規制の状況等 規制の状況等については、関係する法令及び資料調査により行う。</p> <p>(4)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する悪臭の程度とする。</p> <p>2 予測の基本的な方法 対象となる事業特性及び地域特性を考慮して、類似する事例の引用もしくは解析により行う。</p> <p>3 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>4 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて、予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>5 予測対象時期等 悪臭に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期とする。</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、悪臭防止法等の規制基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。</p>

表 8-2-5 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(水質)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の汚れ 水の濁り 有害物質等	造成等の施工 最終処分場の存在	<p>事業実施区域の位置： 図2-2-1</p> <p>施設種別： 一般廃棄物最終処分場</p> <p>埋立対象物： 焼却残渣、不燃物</p> <p>埋立容量： 2,421,000m³</p> <p>事業実施区域面積： 50.7ha</p> <p>埋立面積： 25.4ha</p> <p>主要設備： 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備</p>	<p>1 水象の状況 概況把握区域を流下する主な河川は、一級河川の石狩川、伏籠川、篠路新川、豊平川等があげられる。</p> <p>2 水質の状況 概況把握区域を流下する河川では水質調査が行われている。 健康項目は、すべての公共用水域に適用され、伏籠川の第二伏籠川橋で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の基準(10mg/l)を、平成14年度に1回超過しているが、その他の地点及び時期においては、環境基準を満たしている。 類型指定されている豊平川の測定地点の水質調査結果では、pH、DO、BOD、SSについては、ほとんどが環境基準を満たしているが、大腸菌群数については環境基準を超過することがある。 また、概況把握区域における水環境のダイオキシン類に係る調査が、豊平川中沼で行われており、その結果、環境基準を満たしている。</p> <p>3 河川並びに地下水の利用の状況 石狩川にわかさぎ漁業、えび漁業等の内水面共同漁業権が設定されている。 概況把握区域では、地下水の利用がある</p>	<p>1 水質の状況 (1)水の汚れ 1)生物化学的酸素要求量の状況 2)流れの状況 (2)水の濁り 1)浮遊物質量の状況 2)流れの状況 3)土質の状況 (3)有害物質等 1)有害物質等の状況 2)流れの状況</p> <p>2 規制の状況等 (1)水質汚濁に係る環境基準類型当てはめの状況 (2)排水基準</p> <p>3 影響要因の把握 造成中における汚濁負荷量、発生形態等</p>	<p>1 調査地域 水域の特性及び水の汚れ、水の濁り、有害物質等の変化の特性を踏まえて、水の汚れ、水の濁り、有害物質等に係る環境影響を受けるおそれのある地域とする。</p> <p>2 調査方法 (1)水質の状況 北海道等が実施する常時監視地点等における測定資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、現地調査を行う場合の方法は、次のとおりである。 1)調査地点 事業内容、水象の状況等を勘案し、事業により水質が影響を受けると考えられる主な河川に設定する。 2)調査期間等 事業内容及び調査地域の特性を考慮し、水の汚れに関する項目については、季節ごとの年4回行う。 水の濁りに関する項目については、降雨時に調査を行う。 土質の状況(土質粒度分布等)については、1回行う。 有害物質等に関する項目については、河川及び水底の底質を対象に、人の健康の保護に関する項目(健康項目)及びダイオキシン類について、濁水期等最も濃度が高いと想定される時期に1回行う。 3)測定方法 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46 環境庁告示第59号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年 環境庁告示第68号)に定める方法とする。</p> <p>(2)規制の状況等 規制の状況等については、関係する法令及び資料調査により行う。</p> <p>(3)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。</p>	<p>1 予測内容 対象事業の実施により変化する水質汚濁物質の濃度等の状況とする。</p> <p>2 予測の基本的な方法 対象となる事業特性を考慮し、沈降試験に基づく解析により行う。</p> <p>3 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れ、水の濁り、有害物質等の変化の特性を踏まえて水の汚れ、水の濁り、有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>4 予測地点 水域の特性及び水の汚れ、水の濁り、有害物質等の変化の特性を踏まえて、予測地域における水の汚れ、水の濁り、有害物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>5 予測対象時期等 水質に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期とする。</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、環境基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。</p>

表 8-2-6 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(地下水)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
地下水	地下水の流れ	造成等の施工 最終処分場の存在	<p>事業実施区域の位置： 図2-2-1</p> <p>施設種別： 一般廃棄物最終処分場</p> <p>埋立対象物： 焼却残渣、不燃物</p> <p>埋立容量： 2,421,000m³</p> <p>事業実施区域面積： 50.7ha</p> <p>埋立面積： 25.4ha</p> <p>主要設備： 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備</p>	<p>1 水象の状況 概況把握区域を流下する主な河川は、一級河川の石狩川、伏籠川、篠路新川、豊平川等があげられる。</p> <p>2 水質の状況 札幌市では、地下水調査が実施されており、56地点で地下水の水質に係る概況調査が、10地点で汚染井戸周辺調査が、86地点で、定期モニタリング調査が行われている。 そのうち、概況把握区域では1地点でトリクロロエチレンを超過している地点があるが、その他はすべて環境基準を満たしている。</p> <p>3 河川並びに地下水の利用の状況 石狩川にわかさぎ漁業、えび漁業等の内水面共同漁業権が設定されている。 概況把握区域では、地下水の利用がある。</p> <p>4 動植物の生息状況 概況把握区域では、残存する湿地に、カラカネイトトンボやオオミズゴケ等特有の動植物が生息、生育している。</p>	<p>1 地下水の状況 (1)地下水の水質 (2)地形及び地質の状況 (3)地下水位</p> <p>2 規制の状況等 (1)地下水水質汚濁に係る環境基準類型当てはめの状況 (2)飲料水水質基準</p> <p>3 影響要因の把握 造成等の状況</p>	<p>1 調査地域 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>2 調査方法 (1)地下水の水質、地形及び地質の状況、地下水位 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、現地調査を行う場合の方法は、次のとおりである。 1)調査地点 地下水の利用状況を勘案し、事業により地下水の水質及び水位が影響を受けると考えられる地点に、調査地点を設定する。 2)調査期間等 地下水の水質は、人の健康の保護に関する項目(健康項目)及びダイオキシン類について、豊水期及び渇水期と想定される時期にそれぞれ1回行う。 地下水の水位は、豊水期、渇水期を含む時期に行う。 3)測定方法 地下水の水質は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年 環境庁告示第10号)定める方法とする。 地下水位の測定は、地下水位計により行う。</p> <p>(2)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。</p>	<p>1 予測内容 地下水の水質及び水位の状況とする。</p> <p>2 予測の基本的な方法 対象となる事業特性を考慮して、類似する事例の引用もしくは解析により行う。</p> <p>3 予測地域 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>4 予測地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて、予測地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点とする。</p> <p>5 予測対象時期等 地下水の流れに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期とする。</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、環境基準とその他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。</p>

表 8-2-7 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(地形及び地質)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
土壌に係る 環境 その他の環 境	重要な地形 及び地質	造成等の施 工 最終処分場 の存在	事業実施区域の位置: 図2-2-1 施設種別: 一般廃棄物最終処分 場 埋立対象物: 焼却残渣、不燃物 埋立容量: 2,421,000m ³ 事業実施区域面積: 50.7ha 埋立面積: 25.4ha 主要設備: 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備	1 地形の状況 概況把握地域は主に石狩川沿いに成立した三角州性低地となっており、一部に自然堤防や砂州の分布も見られる。 2 地質の状況 事業実施区域及びその周辺は泥炭土が広く分布している。 3 学術上または希少性の観点から重要な地形・地質 「日本の地形レッドデータブック」によると、学術上または希少性の観点から重要な地形・地質として、「豊平川(溪谷・扇状地形)」が保全すべき地形として選定されている。 4 地形・地質の形成と変遷 約4000年前、石狩川や豊平川等の支流による運搬土砂で潟湖は埋め尽くされ、平低地が形成された。概況把握区域周辺の平低地には窪地があり、大小の沼が残っていた。これらの沼地を埋め立てたのが、冷涼な気候により分解不完全な植物遺体が水中に堆積してできた泥炭である。泥炭の生成は約3,800年前から始まり、低位、中間と泥炭の堆積が進み、約2000年前に高位泥炭となり現在に至る。この平低地の泥炭層の厚さは2m~3mであるが、概況把握区域周辺は5m~6m、最大で8mと特に厚い。	1 地形の状況 (1)保全すべき地形 2 地質の状況 (1)重要な地質等	1 調査地域 事業実施区域及びその周辺とする。 2 調査方法 (1)地形・地質の状況 文献その他の資料の収集、現地ボーリング調査並びに当該情報の整理とする。 1)調査地点 札幌市長意見を反映し、泥炭土壌の軟弱地盤上に廃棄物を埋立てることによる影響への対策を検討できるよう調査地点を配置する。 2)調査方法 文献その他の資料の収集、現地ボーリング調査並びに当該情報の整理とし、ボーリング調査では地層、透水性、地盤強度等を確認する。 (2)規制の状況等 規制の状況等については、関係する法令及び資料調査により行う。 (3)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。	1 予測内容 事業による地形・地質の変化とする。 2 予測の基本的な方法 事業による軟弱地盤の圧密沈下量を予測計算する。 3 予測地域 事業による影響が最も大きいと考えられる事業実施区域内の埋立範囲とする。 4 予測対象時期等 事業による影響が最も大きいと考えられるプレロード完了時とする。	予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、その他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。	事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。

表 8-2-8 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(動物)(1/2)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な動物 種及び注目 すべき生息 地	造成等の施 工 最終処分場 の存在	事業実施区域の位置： 図2-2-1 施設種別： 一般廃棄物最終処分 場 埋立対象物： 焼却残渣、不燃物 埋立容量： 2,421,000m ³ 事業実施区域面積： 50.7ha 埋立面積： 25.4ha 主要設備： 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備	<p>1 水象の状況 概況把握区域を流下する主な河川は、一級河川の石狩川、伏籠川、篠路新川、豊平川等があげられる。</p> <p>2 土壌の状況 概況把握区域の主な土壌は、褐色低地土、灰色低地土、黒泥土等の低地土が広く分布している。</p> <p>3 地形及び地質の状況 概況把握区域では、地下水の利用がある概況把握区域の地形は、主に石狩川沿いに成立した三角州性低地となっており、一部に自然堤防、内陸砂丘としての砂州もみられる。 事業実施区域及びその周辺の地質は泥炭土で、その周囲には埴土が広く分布している。</p> <p>4 動物の生息状況 概況把握区域では、北海道の都市周辺で一般的にみられる種のほか、残存する湿地には、イトトンボ類等特有の動物が生息している。</p> <p>5 動物の重要な種及び注目すべき生息地 概況把握区域では、オオジギ等重要な種が確認されており、鳥類6種、魚類4種、昆虫8種が既存資料で確認されている。</p> <p>6 土地利用の状況 概況把握区域の土地利用は、大部分が市街地及び農耕地である。</p> <p>7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域等の状況 事業実施区域及びその周辺には、特にない。</p>	<p>1 動物の状況 (1)脊椎動物、昆虫類その他主な陸上動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 (2)動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3)注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 保全対象種の選定 希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全を図るべき動物の種、動物の生息環境を一体として保全を図るべき区域等を選定する。 [選定基準とした資料] ・文化財保護法 ・絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 ・北海道文化財保護条例 ・北海道希少野生動物の保護に関する条例 ・北海道自然環境保全指針 ・改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック— ・環境省報道発表資料「鳥類、爬虫類、両生類及びその他の無脊椎動物のレッドリストの見直しについて」、「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」 ・環境省報道発表資料「第4次レッドリストの公表について(お知らせ)」 ・北海道の希少野生生物—北海道レッドデータブック 2001— ・緑の国勢調査</p>	<p>1 調査地域 事業実施区域及びその周辺の地域とする。</p> <p>2 調査方法 (1)動物の状況 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、現地調査を行った方法は、次のとおりである。 1)哺乳類 ・トラップによる捕獲調査：事業実施区域及びその周辺において、6、9月頃の2期に調査を行う。 ・食痕、糞、足跡等の痕跡調査：事業実施区域及びその周辺において、6、7、10、2月頃の4期に調査を行う。 ・バットディテクターによるコウモリ類調査：事業実施区域及びその周辺において、7～9月頃のうち2期に調査を行う。 2)鳥類 ・ラインセンサス：事業実施区域及びその周辺において、5、6、10、2月頃の4期に調査を行う。 ・定点調査：事業実施区域及びその周辺において、5、6、10、2月頃の4期に調査を行う。 ・猛禽類調査：事業実施区域及びその周辺において、5、6、7、8月頃の4期に調査を行う。 3)両生類 ・卵塊、幼生等を対象とした確認調査：事業実施区域及びその周辺において、5、7月頃の2期に調査を行う。 4)爬虫類 ・直接観察調査：事業実施区域及びその周辺において、8月頃に調査を行う。 5)魚類 ・網等による捕獲調査：事業実施区域及びその周辺の水域において、5～6月、9～10月頃の2期に調査を行う。 7)昆虫類 ・見つけ採り、スウィーピング等による捕獲調査：事業実施区域及びその周辺において、6、7、9月頃の3期に調査を行う。 ・ベイトトラップ調査：事業実施区域及びその周辺において、6、7、9月頃の3期に調査を行う。 ・ライトトラップ調査：事業実施区域及びその周辺において、6、7、9月頃の3期に調査を行う。 8)底生動物 ・定量採集調査：事業実施区域及びその周辺の水域において、5、7、9月頃の3期に調査を行う。 ・定性採集調査：事業実施区域及びその周辺の水域において、5、7、9月頃の3期に調査を行う。</p>	<p>1 予測内容 保全すべき対象の分布、生息状況、現存量及び生理・生態特性並びに事業計画の内容を勘案し、対象事業の実施に伴う影響について、予測する。</p> <p>2 予測の基本的な方法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析とする。</p> <p>3 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>4 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯とする。</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、その他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のため の措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日 厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。</p>

表 8-2-8 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(動物)(2/2)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な動物 種及び注目 すべき生息 地	造成等の施 工 最終処分場 の存在			3 規制等の状況 (1)自然環境保全地域の指定 状況 (2)鳥獣保護区の指定状況 (3)緑地保全地区、保安林等の 指定状況 (4)文化財の指定状況 4 影響要因の把握 事業に係る土地の改変の状 況	(2)動物の状況[追加調査] (1)に引き続き実施した追加調査の方法は、次 のとおりである。 1)哺乳類 ・バットディテクターによるコウモリ類調査：事 業実施区域及びその周辺において、7～8月頃 のうち2期に調査を行う。 ・コウモリ類を対象とした樹洞確認調査：事業実 施区域及びその周辺において、2月の1期に調 査(分布状況把握)を行い、7～8月頃のうち2期 に調査(利用状況確認)を行う。 2)鳥類 ・猛禽類調査：事業実施区域及びその周辺におい て、2、3、4、5、6、7、8、9月頃の2～9期に 調査を行う。 ・猛禽類営巣環境調査：オオタカ繁殖実績集にお いて、12～1月頃の1期に調査を行う。 ・猛禽類古巣確認調査：事業実施区域及びその周 辺において、2、7月頃の2期に調査を行う。 3)魚類 ・福移湿原魚介類調査：福移湿原において、7、9 月頃の2期に調査を行う。 7)昆虫類 ・福移湿原カラカネイトトンボ調査：福移湿原に おいて、6、7、9月頃の3期に調査を行う。 ・重要種調査：ナツアカネ、ギンイチモンジセセ リ、カバイロシジミ、及び過年度調査で確認さ れた後に環境省レッドリストの改訂で新たに選 定された重要種を対象に、事業実施区域及びそ の周辺において、6、7、9月の2～3期に調査を 行う。 8)底生動物 ・福移湿原底生動物調査(定量採集・定性採集)： 福移湿原において、5、7、9月頃の3期に調査を 行う。 9)水域環境 ・水生生物の移植先候補地検討のため、融雪増水 期と夏季の2期に、水域の分布状況、動植物の 生息・生育状況、物理環境(水質等)を把握する。 水質の分析項目は水温、pH、SS、DO、鉄、亜鉛 とする。 (3)規制の状況等 規制の状況等については、関係する法令及び 資料調査により行う。 (4)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整 理により行う。			

表 8-2-9 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(植物)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な植物種及び群落とその生育地	造成等の施工 最終処分場の存在	事業実施区域の位置： 図2-2-1 施設種別： 一般廃棄物最終処分場 埋立対象物： 焼却残渣、不燃物 埋立容量： 2,421,000m ³ 事業実施区域面積： 50.7ha 埋立面積： 25.4ha 主要設備： 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備	1 水象の状況 概況把握区域を流下する主な河川は、一級河川の石狩川、伏籠川、篠路新川、豊平川等があげられる。 2 土壌の状況 概況把握区域の主な土壌は、褐色低地土、灰色低地土、黒泥土等の低地土が広く分布している。 3 地形及び地質の状況 概況把握区域では、主に石狩川沿いに成立した三角州性低地となっており、一部に自然堤防、内陸砂丘としての砂州もみられる。事業実施区域及びその周辺の地質は泥炭土で、その周囲には埴土が広く分布している。 4 植物の生育状況 概況把握区域では、北海道の都市周辺で一般的にみられる種のほか、ヨシ草原、湿原植生が分布している。 5 植物の重要な種及び注目すべき群落等 概況把握区域では、オオミズゴケ等の重要な種が確認されており、6種が既存資料で確認されている。 6 土地利用の状況 概況把握区域の土地利用は、大部分が市街地及び農耕地である。 7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域等の状況 事業実施区域及びその周辺には、特にない。	1 植物の状況 (1)植物相及び植生の状況 (2)植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 2 保全対象種の選定 希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から、保全を図るべき植物の種、植物の生育環境を一体として保全を図るべき区域等を選定する。 [選定基準とした資料] ・文化財保護法 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・北海道文化財保護条例 ・北海道希少野生動植物の保護に関する条例 ・北海道自然環境保全指針 ・改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック— ・環境省報道発表資料「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」 ・環境省報道発表資料「第4次レッドリストの公表について(お知らせ)」 ・北海道の希少野生生物—北海道レッドデータブック2001— ・日本の重要な植物群落(北海道版)—第2回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書— ・日本の重要な植物群落Ⅱ(北海道版)—第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書— ・植物群落レッドデータ・ブック ・緑の国勢調査	1 調査地域 事業実施区域及びその周辺の地域とする。 2 調査方法 (1)植物相及び植生の状況、植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、現地調査を行った方法は、次のとおりである。 ・植物相調査：事業実施区域及びその周辺において、5、6、7、9月頃の4期に調査を行う。 ・群落組成調査：計40箇所程度の方形の調査地を設定し、8月頃に調査を行う。 ・植生区分図作成：上記現地調査結果及び航空写真等を資料として、事業実施区域及びその周辺における植生区分図を作成する。 (2)植物相及び植生の状況、植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況[追加調査] (1)に引き続き実施した追加調査の方法は、次のとおりである。 ・重要種移植先検討調査：事業実施区域及びその周辺において、4、8月頃のうち2期に調査を行う。 ・福移湿原植物相調査：福移湿原において、6、7、9月頃のうち3期に調査を行う。 ・福移湿原植物群落調査：福移湿原において、8月頃の1期に調査を行う。 ・福移湿原ミズゴケ類調査：福移湿原において、7月頃の1期に調査を行う。 ・福移湿原植生図作成調査：福移湿原において、7、10月頃の2期に調査を行う。 (3)規制の状況等 規制の状況等については、関係する法令及び資料調査により行う。 (4)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。	1 予測内容 保全すべき対象の分布、生育状況、現存量及び生理・生態特性並びに事業計画の内容を勘案し、対象事業の実施に伴う影響について、予測する。 2 予測の基本的な方法 植物の重要な種及び群落の分布または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析とする。 3 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。 4 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。	予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、その他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。	事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。

表 8-2-10 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(生態系)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴 づける生態 系	造成等の施 工 最終処分場 の存在	事業実施区域の位置: 図2-2-1 施設種別: 一般廃棄物最終処分 場 埋立対象物: 焼却残渣、不燃物 埋立容量: 2,421,000m ³ 事業実施区域面積: 50.7ha 埋立面積: 25.4ha 主要設備: 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備	<p>1 水象の状況 概況把握区域を流下する主な 河川は、一級河川の石狩川、伏 籠川、篠路新川、豊平川等があ げられる。</p> <p>2 土壌の状況 概況把握区域の主な土壌は、 褐色低地土、灰色低地土、黒泥 土等の低地土が広く分布してい る。</p> <p>3 地形及び地質の状況 概況把握区域では、主に石狩 川沿いに成立した三角州性低地 となっており、一部に自然堤防、 内陸砂丘としての砂州もみられ る。 事業実施区域及びその周辺の 地質は泥炭土で、その周囲には 埴土が広く分布している。</p> <p>4 動植物の生息・生育状況 概況把握区域では、北海道の 都市周辺で一般的にみられる種 のほか、残存する湿地には、特 有の動植物が生息、生育してい る。</p> <p>5 動植物の重要な種及び注目す べき生息地、群落等 概況把握区域では、重要な種 が確認されており、鳥類6種、魚 類4種、昆虫8種、植物6種が既存 資料で確認されている。</p> <p>6 生態系の状況 概況把握区域の自然環境類型 図を作成し、自然環境の類型区 分を「河川沿いの樹林」、「耕作 地等の草原」、「湿地等の草原」、 「河川や湖沼」、「市街地及び造 成地」の5区分に分類した。</p> <p>7 土地利用の状況 概況把握区域の土地利用は、 大部分が市街地及び農耕地であ る。</p> <p>8 環境の保全を目的として法令 等により指定された地域等の 状況 事業実施区域及びその周辺に は、特にない。</p>	<p>1 生態系の状況 (1) 動植物その他の自然環境 に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他 の動植物との関係または 生息環境もしくは生育環 境の状況</p> <p>2 保全対象種の選定 地域を特徴づける生態系 に関し、動物、植物の調査結 果その他の調査結果により 概括的に把握される生態系 の特性に応じて、上位性、典 型性及び特殊性の視点から 注目される動植物の種また は生物群集を選定する</p> <p>3 影響要因の把握 事業に係る土地の改変の状 況</p>	<p>1 調査地域 事業実施区域及びその周辺の地域とす る。</p> <p>2 調査方法 (1) 動植物その他の自然環境に係る概況、複 数の注目種等の生態、他の動植物との関 係または生息環境もしくは生育環境の状 況 文献その他の資料及び現地調査による情 報の収集並びに当該情報の整理及び解析と する。 (2) 規制の状況等 規制の状況等については、関係する法令 及び資料調査により行う。 (3) 影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等 の整理により行う。</p>	<p>1 予測内容 予測内容は、植物、 動物等の調査結果及 び対象事業の事業計 画の内容を勘案し、 対象事業の実施が生 態系の重要な要素に 与える影響の程度と する。</p> <p>2 予測の基本的な方法 注目種等につい て、分布、生息環境 または生育環境の改 変の程度を踏まえた 事例の引用または解 析とする。</p> <p>3 予測地域 調査地域のうち、 動植物その他の自然 環境の特性及び注目 種等の特性を踏まえ て注目種等に係る環 境影響を受けるおそ れがある地域とす る。</p> <p>4 予測対象時期等 動植物その他の自 然環境の特性及び注 目種等の特性を踏ま えて注目種等に係る 環境影響を的確に把 握できる時期とす る。</p>	<p>予測結果及び検討 した環境保全措置の 内容を勘案し、事業 者として実行可能な 範囲内でできる限り 環境影響を回避し、 または低減し、必要 に応じてその他の方 法により環境の保全 についての配慮が適 正になされているか を明らかにする。 また、その他環境 保全を目的とした施 策と予測結果との間 に整合が保たれてい るかを明らかにす る。</p>	<p>事業特性及び地域 特性を踏まえ、省令 (廃棄物の最終処分 場事業に係る環境影 響評価の項目並びに 当該項目に係る調 査、予測及び評価を 合理的に行うための 手法を選定するた めの指針、環境の保全 のための措置に関す る指針等を定める省 令(平成10年6月12日 厚生省令第61号、最 終改正 平成23年3月 31日))に示される参 考手法を勘案しつつ 選定する。</p>

表 8-2-11 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(景観)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
景観	<p>主要な眺望点</p> <p>景観資源</p> <p>主要な眺望景観</p>	<p>最終処分場の存在</p>	<p>事業実施区域の位置： 図2-2-1</p> <p>施設種別： 一般廃棄物最終処分場</p> <p>埋立対象物： 焼却残渣、不燃物</p> <p>埋立容量： 2,421,000m³</p> <p>事業実施区域面積： 50.7ha</p> <p>埋立面積： 25.4ha</p> <p>主要設備： 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備</p>	<p>1 景観の状況 概況把握区域は全般的にほぼ平坦な低地からなり、石狩川の河川沿いには沖積低地とその後背湿地が成立している。 事業実施区域及びその周辺は、主に畑地、耕作放棄地、牧草地及び市街地となっており、農村景観及び都市景観が主体となっている。</p> <p>2 主要な眺望点の状況 概況把握区域の主要な眺望点は、「モエレ沼公園」及び丘珠空港内「出発ロビー」がある。</p> <p>3 景観資源の状況 概況把握区域には景観資源として、湖沼の「モエレ沼」、「ベケレット沼」がある。</p> <p>4 主要な眺望景観の概要 モエレ沼公園からモエレ沼が視認できる。丘珠空港からは景観資源を視認できない。</p> <p>5 環境の保全を目的として法令等により指定された地域等の状況 事業実施区域及びその周辺には、特にない。</p>	<p>1 景観の状況 (1)主要な眺望点の状況 (2)景観資源の状況 (3)主要な眺望景観の状況</p> <p>2 規制の状況等 市及び道における景観保護条例の規定等。</p> <p>3 影響要因の把握 事業に係る構造物等の形態等。</p>	<p>1 調査地域 事業実施区域及びその周辺の地域とする。</p> <p>2 調査方法 (1)景観の状況 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、現地調査を行う場合の方法は、次のとおりである。 1)調査地点 主要な眺望点のほか、日常の生活の場からの眺望点とする。 2)調査期間及び頻度 調査地域の特性を考慮して、4季それぞれに調査を行うことを基本とする。 3)調査方法 既存資料等により把握された概況の整理を基本とし、写真撮影により眺望景観を把握する。</p> <p>(2)規制の状況等 規制の状況等については、関係する法令及び資料調査により行う。</p> <p>(3)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。</p>	<p>1 予測内容 (1)主要な眺望点及び景観資源の改変の程度及び内容 (2)主要な眺望景観の変化の程度及び内容</p> <p>2 予測の基本的な方法 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析により行う。 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法により行う。</p> <p>3 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>4 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、その他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。</p>

表 8-2-12 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(人と自然との触れ合いの活動の場)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	造成等の施工 最終処分場の存在	事業実施区域の位置: 図2-2-1 施設種別: 一般廃棄物最終処分場 埋立対象物: 焼却残渣、不燃物 埋立容量: 2,421,000m ³ 事業実施区域面積: 50.7ha 埋立面積: 25.4ha 主要設備: 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備	1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び概況 概況把握区域には「モエレ沼公園」、「サッポロさとらんど」がある。 モエレ沼公園では、ピクニックや散策、スキー等のスポーツを楽しむ市民でにぎわっている。 サッポロさとらんどでは、農作物の収穫体験やバター、ソーセージ等の手づくり体験ができる 2 環境の保全を目的として法令等により指定された地域等の状況 事業実施区域及びその周辺には、特になし。	1 人と自然との触れ合い活動の場の状況 (1)人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2 影響要因の把握 事業に係る変更領域等。	1 調査地域 事業実施区域及びその周辺の地域とする。 2 調査方法 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とし、現地調査を行う場合は、次のとおりである。 (1)調査地点 モエレ沼公園及びサッポロさとらんどとする。 (2)調査期間及び頻度 調査地域の特性を考慮して、4季それぞれに調査を行うことを基本とする。 (3)調査方法 既存資料等により把握された概況の整理を基本とし、現地調査により利用の状況を把握する。 (4)調査方法[追加調査] (3)に引き続き実施した追加調査の方法は、次のとおりである。 既存資料等により把握された概況の整理を基本とし、利用の状況、事業による影響について聞き取り調査を実施する。 (5)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。	1 予測内容 (1)主要な触れ合い活動の場の変更の程度及び内容 (2)主要な触れ合い活動の場の周辺の利用環境の変更の程度及び内容 (3)主要な触れ合い活動の場へのアクセスルートの変更の程度及び内容 2 予測の基本的な方法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布または利用環境の変更の程度を踏まえた事例の引用または解析とする。 3 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。 4 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期とする。	予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、その他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。	事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。

表 8-2-13 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(廃棄物等)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
廃棄物等	建設工事に 伴う副産物	造成等の施 工	<p>事業実施区域の位置： 図2-2-1</p> <p>施設種別： 一般廃棄物最終処分 場</p> <p>埋立対象物： 焼却残渣、不燃物</p> <p>埋立容量： 2,421,000m³</p> <p>事業実施区域面積： 50.7ha</p> <p>埋立面積： 25.4ha</p> <p>主要設備： 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備</p>	<p>1 地形及び地質の状況 概況把握区域の地形は、主に石狩川沿いに成立した三角州性低地となっており、一部に内陸砂丘としての砂州もみられる。事業実施区域及びその周辺の地質は泥炭土で、その周囲には埴土が広く分布している。</p> <p>2 土地利用の状況 概況把握区域の土地利用は、大部分が市街地及び農耕地である。</p> <p>3 廃棄物等の処理施設の状況 概況把握区域における公共のごみ処理施設は、焼却施設として篠路清掃工場、粗大ごみ破碎処理施設として篠路清掃工場併設粗大ごみ破碎工場、資源化施設として篠路ごみ資源化工場、選別施設としてリサイクル団地の中沼プラスチック選別センター、中沼資源選別センターがある。</p>	<p>1 廃棄物の状況 (1) 地形の状況 (2) 土地利用の状況 (3) 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況 (4) 切土または盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>2 影響要因の把握 工事の実施に伴い発生する廃棄物の種類、量及び排出形態、並びに処理処分の方法等</p>	<p>1 調査地域 事業実施区域並びに、廃棄物の種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況、切土または盛土に伴う土砂の保管状況を適切に把握するために必要な地域とする。</p> <p>2 調査方法 (1) 廃棄物の状況 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 (2) 影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。</p>	<p>1 予測内容 予測内容は、事業特性等を勘案して、対象事業の実施が廃棄物等を伴う場合に、次に掲げる項目とする。 (1) 建設工事に伴う副産物 (2) 事業活動に伴い発生する廃棄物</p> <p>2 予測の基本的な方法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握を行う。</p> <p>3 予測地域 事業実施区域とする。</p> <p>4 予測対象時期等 工事期間とする。</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、その他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。</p>

表 8-2-14 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(温室効果ガス)

環境要素 の大区分	項目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
温室効果ガス等	メタン 二酸化炭素	建設機械の稼働 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 造成等の施工 最終処分場の存在 埋立・覆土用機械の稼働 浸出水処理施設の稼働 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 廃棄物の存在・分解 廃棄物の存在・分解	事業実施区域の位置： 図2-2-1 施設種別： 一般廃棄物最終処分場 埋立対象物： 焼却残渣、不燃物 埋立容量： 2,421,000m ³ 事業実施区域面積： 50.7ha 埋立面積： 25.4ha 主要設備： 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備	1 廃棄物等の処理施設の状況 概況把握区域における公共のごみ処理施設は、焼却施設として篠路清掃工場、粗大ごみ破碎処理施設として篠路清掃工場併設粗大ごみ破碎工場、資源化施設として篠路ごみ資源化工場、選別施設としてリサイクル団地の中沼プラスチック選別センター、中沼資源選別センターがある。	1 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成 2 影響要因の把握 (1)発生源となる埋立対象物 (2)工事中における運搬車両及び建設機械の台数、運行経路等の諸条件 (3)供用時における運搬車両及び埋立・覆土用機械の台数等の諸条件 (4)樹木等の伐採計画	1 調査地域 事業実施区域とする。 2 調査方法 (1)廃棄物の組成の状況 文献その他の資料の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 (2)影響要因の把握 影響要因の把握については、事業計画等の整理により行う。	1 予測内容 温室効果ガスの発生量その他の環境への負荷の量の程度。 2 予測の基本的な方法 札幌市のごみ処理実績や開発面積、使用する建設機械等からの温室効果ガス発生量を解析により算定する方法。 3 予測地域 事業実施区域とする。 4 予測対象時期等 (1)資機材等の搬入、建設機械の稼働する工事期間 (2)地形改変、造成が行われる際の樹木伐採の影響が最大になる時期 (3)埋立物に起因するメタンガスの排出量が最大になる時期	予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。	事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。

表 8-2-15 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(カラス・トビ・カモメ等)

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に該当する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法				手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査内容	調査地域・方法	予測の手法	評価の手法	
ー	カラス トビ カモメ	最終処分場 の存在	<p>事業実施区域の位置： 図2-2-1</p> <p>施設種別： 一般廃棄物最終処分場</p> <p>埋立対象物： 焼却残渣、不燃物</p> <p>埋立容量： 2,421,000m³</p> <p>事業実施区域面積： 50.7ha</p> <p>埋立面積： 25.4ha</p> <p>主要設備： 流出防止堰堤 遮水工 外周雨水設備 浸出水集排水渠 浸出水調整池 浸出水処理施設 発生ガス対策設備 場内道路 その他付帯設備</p>	<p>1 水象の状況 概況把握区域を流下する主な河川は、一級河川の石狩川、伏籠川、篠路新川、豊平川等があげられる。</p> <p>2 土壌の状況 概況把握区域の主な土壌は、褐色低地土、灰色低地土、黒泥土等の低地土が広く分布している。</p> <p>3 地形及び地質の状況 概況把握区域では、主に石狩川沿いに成立した三角州性低地となっており、一部に自然堤防、内陸砂丘としての砂州もみられる。 事業実施区域及びその周辺の地質は泥炭土で、その周囲には埴土が広く分布している。</p> <p>4 土地利用の状況 概況把握区域の土地利用は、大部分が市街地及び農耕地である。</p> <p>5 環境の保全を目的として法令等により指定された地域等の状況 事業実施区域及びその周辺には、特にない。</p>	<p>1 カラス類、トビ、カモメ類等の飛来状況 現在稼働中のごみ処理場での実態調査</p>	<p>1 調査地域 山本処理場とする。</p> <p>2 調査方法 山本処理場において、5、8月の2期に調査を行う。</p>	<p>1 予測内容 周辺に生息するカラス類、トビ、カモメ類への影響</p> <p>2 予測の基本的な方法 現在稼働中のごみ処理場での実態調査結果を参考に、カラス類、トビ、カモメ類への影響の程度を把握する。</p> <p>3 予測地域 事業実施区域とする。</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期とする。</p>	<p>予測結果及び検討した環境保全措置の内容を勘案し、事業者として実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避し、または低減し、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかを明らかにする。 また、その他環境保全を目的とした施策と予測結果との間に整合が保たれているかを明らかにする。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、省令(廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日厚生省令第61号、最終改正 平成23年3月31日))に示される参考手法を勘案しつつ選定する。</p>